

# 未就学児の被保険者均等割額の減額について

## 1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、前橋市国民健康保険税条例に関し所要の改正を行う。

## 2 主な内容

未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に係る被保険者均等割額を5割減額する。

## 3 施行期日

令和4年4月1日

## 4 その他

低所得世帯に対しては、税額のうち均等割額及び平等割額を該当する区分に応じた軽減割合で軽減する措置を講じているが、当該世帯については、軽減後の均等割額を5割減額するよう改める。

### 【参考】

未就学児1人に係る均等割額

基礎課税額（医療給付費）分

区分	現行	改正案
7割軽減世帯	7,380円	3,690円
5割軽減世帯	12,300円	6,150円
2割軽減世帯	19,680円	9,840円
軽減なし世帯	24,600円	12,300円

後期高齢者支援金分

区分	現行	改正案
7割軽減世帯	3,960円	1,980円
5割軽減世帯	6,600円	3,300円
2割軽減世帯	10,560円	5,280円
軽減なし世帯	13,200円	6,600円

## 令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定結果 と国保特別会計収支見込等について

### 1 令和4年度納付金の本算定結果

※国から示された係数等をもとに、県が算定

#### (1) 国民健康保険事業費納付金

区 分	R 4 納付金額	R 4 1人当たり	R 3 納付金額	R 3 1人当たり
医療給付費分	6,349,244 千円	134,874 円	5,935,330 千円	122,635 円
後期支援金分	2,208,684 千円		2,213,179 千円	
介護納付金分	793,562 千円		767,780 千円	
合 計	9,351,490 千円		8,916,289 千円	

※ただし、退職被保険者分は含めていない。

国民健康保険事業費納付金は、保険給付等の財源である国保税を市町村から県の国保会計に納めるもので、県全体に占める市町村ごとの医療費、所得、国保加入者数及び世帯数の割合により、年度ごとに決定される。

令和4年度の納付金は、93.5億円で、令和3年度の89.2億円と比較し、4.3億円の増額となった。

その主な理由は、下記のとおりである。

※本市の影響額は医療給付費分等各区分の納付金総額に係る本市納付金のシェア分を算出し、県の歳入歳出の増減額にシェア分を乗じて算出

#### 《納付金増要因》

【県歳入減：前期高齢者交付金】△42.6億円（本市シェア分16.9%=+7.2億円）

県国保会計の歳入である前期高齢者交付金が、前期高齢者の減及び新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えによる精算額の減額等により、令和3年度に比べ、42.6億円減少する見込みとなった。

R3：602億5,840万円 ➡ R4：559億9,438万円

（県全体 △42億6,402万円 前年比△7.1%）

#### 《納付金減要因》

(1) 【県歳出減：保険給付費】△13.2億円（本市シェア分16.9%=△2.2億円）

令和3年度と比べ、被保険者の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えからの医療費の回復に伴い、一人あたり医療費は増加するものの、県

全体の被保険者数の減少や診療報酬のマイナス改定（△0.94%）等により、県全体の保険給付費は13.2億円減の見込みとなった。

R3：1,322億8,695万円 → R4：1,309億6,334万円  
 （県全体 △13億2,361万円 前年比△1.0%）

◎被保険者数の減少（県）

R3 440,358人 → R4 417,309人  
 （△23,049人 前年比△5.2%）

◎1人あたり保険給付費の減（県）

R3 300,407円/人 → R4 313,828円/人  
 （+13,421円/人 前年比+4.5%）

(2) 【県歳出減：後期高齢者支援金等】△4.9億円（本市シェア分16.7%=△0.8億円）

令和3年度と比べ、団塊の世代の後期高齢者医療保険への流入等により、国が提示する後期高齢者の一人あたり負担見込額が増加（63,674円→65,761円）するため、県全体の後期高齢者支援金等は4.9億円減の見込みとなった。

## 2 国保特別会計収支見込等

歳入は高齢化に伴う被保険者の自然減等を見込み、国保税の収納見込額が減少となる（予算額 前年比 △1.9億円）。

また、歳出は上記のとおり、県への納付金が増加（+4.3億円）することに伴い、令和3年度に比べて、収支不足の状況が悪化するが、下記の予算案のとおり、約8.7億円の基金を繰入れすることで、不足する財源を補填する。

その結果、基金残高は12.2億円（令和4年度末）となる見込みであるため、税率改正は行わない。

※基金残高が10億円を下回る見込みとなった場合に増額の税率改正を検討

### (1) 令和4年度国保特別会計予算案

R4 基金繰入額：866,720千円（予備費150,000千円 **財源不足716,720千円**）

令和4年度 国保特会 当初予算要求

単位：千円

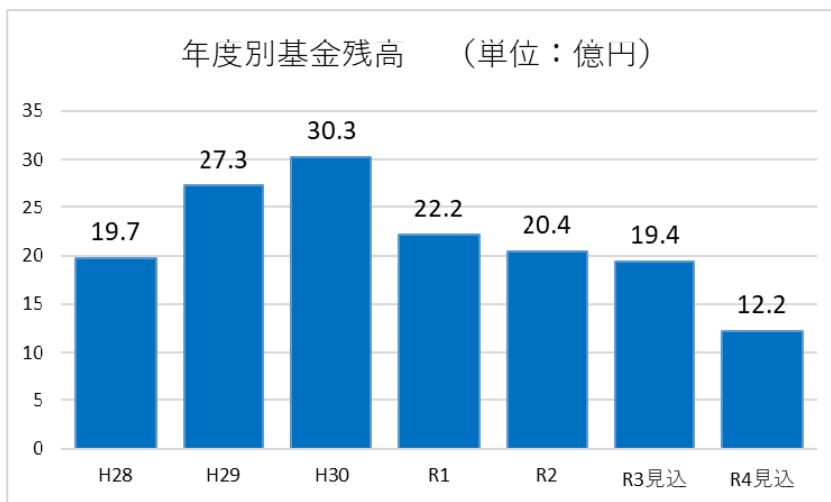
歳入科目	R2決算	R3当初	R3見込	R4要求	歳出科目	R2決算	R3当初	R3見込	R4要求
01款 国民健康保険税	6,978,318	6,577,513	6,605,811	6,386,436	01款 総務費	468,835	503,185	498,452	491,077
02款 一部負担金	0	4	0	4	02款 保険給付費	21,836,463	21,512,216	23,061,460	22,161,978
03款 国庫支出金	66,427	1	26,551	901	03款 納付金	9,915,240	8,916,291	8,916,291	9,351,492
04款 県支出金	22,470,976	21,959,185	23,636,838	22,688,813	04款 共同事業拠出金	4	13	13	13
05款 財産収入	506	335	514	521	05款 財政安定化基金拠出金	0	1	0	1
06款 繰入金	3,391,242	2,719,806	2,887,442	3,273,535	06款 保健事業費	203,985	262,482	261,873	257,273
(繰入金のうち基金分)	876,618	220,516	400,476	866,720	07款 積立金	506	335	514	521
07款 繰越金	35,108	1	70,556	1	08款 公債費	0	2	0	2
08款 諸収入	322,474	133,688	149,709	113,154	09款 諸支支出金	69,462	46,009	292,699	51,009
09款 市債	0	1	0	1	10款 予備費	0	150,000	0	150,000
歳入合計 A	33,265,051	31,390,534	33,377,421	32,463,366	歳出合計 B	32,494,495	31,390,534	33,031,302	32,463,366

形式収支（A - B）

770,556	0	346,119	0
---------	---	---------	---

(2) 基金残高見込 令和4年度末基金残高見込：12.2億円

基金残高は、令和3年度4.0億円、令和4年度8.7億円を取崩す見込みであり、近年減少傾向にある。



※基金残高見込額は、当該年度中の決算剰余金（予備費分1.5億円を含む）を含めた残高としている。

3 令和4年度標準保険料率の本算定結果（参考）

市町村標準保険料率（市町村算定方式）

各市町村の算定方式に合わせて算定された市町村標準保険料率であり、各市町村が国保税率を決定する際の参考とするもの。標準的な収納率90.0%で算定されている。

算定方式	医療給付費分	3方式（所得割・均等割・平等割）
	後期支援金分	2方式（所得割・均等割）
	介護納付金分	2方式（所得割・均等割）

本市

区 分		現行税率①	標準保険料率②	差引(②-①)	
医療給付費分 (基礎課税額)	応能割	所得割 6.80%	7.23%	0.43%	
	応益割	均等割	24,600円	30,110円	5,510円
		平等割	16,800円	20,159円	3,359円
後期支援金分	応能割	所得割 2.50%	2.78%	0.28%	
	応益割	均等割	13,200円	15,887円	2,687円
介護納付金分 (40歳~64歳)	応能割	所得割 2.50%	2.51%	0.01%	
	応益割	均等割	15,600円	18,325円	2,725円

## 特定健康診査、特定保健指導等の実施状況について

## 1 特定健診について

## (1) 実施率（法定報告ベース）

	H28	H29	H30	R1	R2
対象者数	56,735 人	55,019 人	52,621 人	50,907 人	50,413 人
受診者数	24,373 人	23,168 人	22,545 人	22,279 人	17,958 人
実施率	43.0%	42.1%	42.8%	43.8%	35.6%
目標値	49.0%	60.0%	43.5%	44.0%	44.5%

※法定報告は、4/1 時点の国民健康保険の加入者で年度中に脱退した者又は途中加入者を除く。また、実施状況（対象者数、受診者数等）は、保険者が国へ報告を行い、次年度の 11 月に確定する。目標値は、H29 まで「第 2 期特定健診等実施計画」、H30 から「第 3 期特定健診等実施計画」

## (2) 取組内容

① 個別健診、集団健診を実施

② 個別への受診勧奨はがきの送付等により受診率向上の取組を実施

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止により 6 月末まで全ての健診を中止、7 月末まで集団健診を中止したことにより、積極的な受診勧奨を実施することができず、健診受診者数が全体で 4,321 人減少

## 2 特定保健指導について

## (1) 実施率（法定報告ベース）

	H28	H29	H30	R1	R2
対象者数	2,756 人	2,546 人	2,512 人	2,455 人	1,880 人
実施者数	645 人	548 人	703 人	639 人	498 人
実施率	23.4%	21.5%	28.0%	26.0%	26.5%
目標値	36.0%	60.0%	25.0%	26.0%	27.0%

## (内訳) 積極的支援

	H28	H29	H30	R1	R2
対象者数	643 人	553 人	528 人	506 人	360 人
実施者数	112 人	90 人	81 人	82 人	48 人
実施率	17.4%	16.3%	15.3%	16.2%	13.3%

## (内訳) 動機付け支援

	H28	H29	H30	R1	R2
対象者数	2,113 人	1,993 人	1,984 人	1,949 人	1,520 人
実施者数	533 人	458 人	622 人	557 人	450 人
実施率	25.2%	23.0%	31.4%	28.6%	29.6%

※法定報告は、4/1時点の国民健康保険の加入者で年度中に脱退した者又は途中加入者を除く。また、実施状況（対象者数、実施者数等）は、保険が国へ報告を行い、次年度の11月に確定する。目標値は、H29まで「第2特定健診等実施計画」、H30から「第3期特定健診等実施計画」

## (2) 取組内容

### ①直営と委託により実施

（直営：個別の特定保健指導、運動支援教室等を実施）

### ②未利用者に対し、電話による利用啓発を実施

※特定健診受診率が減少したことにより、対象者数が減少したため、特定保健指導実施率は、+0.5ポイント増加

※特定保健指導利用者からは、新型コロナウイルス感染症拡大により、「健康への意識が高まった」ことや、「自粛等により自宅にいる時間が増え、特定保健指導に行く時間が作れた」などの意見があり、実施率向上に繋がったと考えられる。

## 3 保健事業における主な取組状況の実績

### (1) 国保健康ポイント事業実績

平成30年度 申請者数 557人

令和元年度 申請者数 624人

令和2年度 申請者数 477人

令和3年度 申請者数 150人（令和3年12月末現在）

※今年度末で事業終了。代替策として群馬県において「ぐんま健康ポイント制度事業（G-WALK+）」を令和3年6月から実施

### (2) 特定健診特別金利定期預金（あかぎ信用組合）実績

令和元年度 預金金額 102,442千円（契約先数44人）

令和2年度 預金金額 83,361千円（契約先数34人）

令和3年度 預金金額 15,000千円（契約先数5人）

（令和3年12月末現在）

### (3) 特定保健指導における国保総合健診当日の初回面接分割実施実績

令和元年度 初回面接分割実施人数 63人

令和2年度 初回面接分割実施人数 32人

令和3年度 初回面接分割実施人数 75人

（令和3年12月末現在）

### (4) 群馬県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムによる受診勧奨実績

令和2年度 受診勧奨対象者 48人（全員に受診勧奨）

うち医療機関を受診 28人（58.3%）

## 4 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について

令和3年度から地域の医療関係団体等と連携を図りながら、後期高齢者医療、国民健康保険、介護予防、健康づくり等を担う関係各課が連携し、高齢者に対する重症化予防やフレイル予防などを一体的に実施